

## 2022 年度人権施策の実施状況について（人権推進課所管分）

## 1 「あいち人権センター」の設置・運営

「あいち人権プラザ」を拡充し、人権啓発及び教育の拠点として、相談窓口機能を加えた「あいち人権センター」を 2022 年 4 月 1 日に新たに設置し、人権に関わる施策を総合的かつ計画的に推進した。

- ・利用者数：1,890 人
- ・図書貸出：30 名、48 冊
- ・ビデオ・DVD 貸出：95 名、167 本（以上、2023. 2. 28 現在）
- ・資料の収集・閲覧、人権啓発パネルの常設展示の実施
- ・企画展等の実施
  - 企画展：12 回（部落差別（同和問題）を始め様々な人権課題をテーマに開催）
  - 講演会：3 回（「ハンセン病」、「外国人」、「女性」）
  - 人権基礎講座：1 回（「部落差別（同和問題）」及び「性の多様性」）
- ・あいち人権情報の発行：2 回、各 25,000 部
- ・人権研修への講師派遣、指導者養成
  - 県機関、市町村、企業等の行う人権研修に職員を派遣：62 回（2023. 2. 28 現在）
  - 市町村等人権啓発指導者研修会を開催：3 日間（インターネット等の 8 つの講義）
- ・人権に関する総合的な相談窓口の設置・運営（下記 3 のとおり）

## 2 「愛知県人権施策推進審議会」の設置・開催

「愛知県人権施策推進審議会」を 2022 年 4 月 1 日に設置し、「愛知県人権尊重の社会づくり条例」に基づく施策や、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する概要の公表に係る事項などについて調査審議を行った。

- ・人権施策推進審議会（3 回開催）
- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進部会（2 回開催）

## 3 人権に関する総合的な相談窓口の設置・運営

人権に関する総合的な相談窓口を 2022 年 4 月 1 日に設置し、人権相談員が一般的な情報提供や助言、専門相談窓口や救済機関への案内を行うとともに、法的な解釈や助言が必要と考えられる場合に、本人の意思を確認し、弁護士による法律相談を実施した。

- ・一般相談 月曜日～金曜日 9:00～17:00
- ・法律相談 弁護士による法律相談 月 1 回（1 人 30 分、定員 2 名）

(2023. 2. 28 現在)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
一般相談	40	22	28	21	21	13	17	14	22	9	15		222
法律相談	1	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0		4
計	41	22	30	21	21	13	18	14	22	9	15		226

## 4 インターネットモニタリング事業の実施

インターネット上の差別を助長する悪質で違法性の高い書き込みについて、国の人権擁護機関である名古屋法務局への削除要請を行った。また、サイト管理者等への削除申請の相談等があった場合に、受託事業者や人権相談員が助言等を行った。

- ・対象分野：新型コロナウイルス、部落差別（同和問題）、外国人、障害者
- ・対象サイト：匿名投稿が可能で、利用者・閲覧者が多いサイト
- ・実施方法：対象分野ごとにキーワード検索を実施し、誹謗中傷や差別を助長する書き込み等を抽出

(2023. 2. 28 現在)

分野	報告件数	削除要請件数	削除された件数	証拠保全件数
コロナ	68			0
部落差別	72	26	15	0
外国人	348	2	0	0
障害者	21			1
合計	509	28	15	1

## 5 公の施設における本邦外出身者に対する不当な差別的言動を防止するための利用許可等の「指針」の策定（条例は 2022 年 10 月 1 日に施行）

県が設置する公の施設において本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われることを防止するための利用許可等の「指針」を策定した。

- ・指針は、条例の施行にあわせて 2022 年 10 月 1 日から運用開始

## 6 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の概要の公表（条例は 2022 年 10 月 1 日施行）

「愛知県人権尊重の社会づくり条例第 10 条に規定する表現活動の概要の公表にあたっての事務処理要領」を作成するとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する表現活動（以下「ヘイトスピーチ」）の概要の公表に係る事務を行った。

- ・事務処理要領は、条例の施行にあわせて 2022 年 10 月 1 日から運用開始

(2023. 2. 28 現在)

審議会において調査審議	本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現行為に該当	公表	0 件
		非公表 ※1	0 件
	本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現行為に非該当		1 件
審議会の意見を聴くことなく判断 ※2			0 件
合計（申出件数）			1 件

※1 「公表することにより本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を阻害するとき等」に該当する場合。

※2 申出に係る表現行為の内容が明らかでない場合、又は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないことが明らかでない場合。

## 7 「性の多様性に係る庁内連絡会議」の設置・開催

性的指向及び性自認の多様性に対する理解を増進し、県が実施する事務事業における性の多様性への配慮について、庁内関係課室等と意見交換、連絡調整を行うため、5月に「性の多様性に係る庁内連絡会議」を設置した。また、当該会議において、県の事務事業における性的指向及び性自認の多様性への配慮に関する具体的な取組内容について協議を行った。

- ・「性の多様性に係る庁内連絡会議」の開催  
開催回数：3回（5月23日、9月22日、12月22日） 構成課室：33課室  
協議内容：申請書等における性別記載欄の見直しについて、「性の多様性に関する職員ハンドブック」の作成について等  
その他：性の多様性に関する職員ハンドブック「あいちにじいろハンドブック」を作成（2023年3月）

## 8 条例の普及・啓発

「愛知県人権尊重の社会づくり条例」の趣旨や基本的な考え方などを広く県民に対して周知するため、ポスター・啓発冊子等を制作するとともに、8月下旬の1週間を集中広報期間として、交通広告等の広報キャンペーンや啓発イベントを開催した。

- ・ポスター、啓発冊子、啓発パネルの制作、配付・掲示
- ・広報キャンペーンの実施  
期間：2022年8月25日（木）～31日（水）の1週間、  
内容：交通広告及びインターネット広告、啓発パネルの展示
- ・啓発イベントの開催  
日時：2022年8月30日（火）午後1時～午後4時 場所：ウィルあいち  
参加者：一般県民（実績：200名弱）、  
内容：知事からのメッセージ、インターネット・SNSと人権について考えるトークショー（NPO法人RememberHANA代表理事・木村響子さん）、映画上映会、啓発資料配布、パネル展、イベントの様子はWebページにて配信

## 9 「人権に関する県民意識調査」の実施

地域の実情を踏まえた効果的な啓発や施策の推進の基礎資料とするため、「人権に関する県民意識調査」を実施した。

- ・県民意識調査の実施  
調査期間：2022年10月5日～28日まで  
調査対象者：県内に居住する18歳以上の県民3,000人  
調査項目：人権に関する意識等を問う設問（50問）  
回収結果：有効回収件数1,286件（有効回収率42.9%）

## 10 人権啓発事業の実施

部落差別（同和問題）を始めとする様々な人権問題について正しい理解を深め、人権意識が高まるよう、人権啓発イベント・研修会の開催、マスメディアを活用した啓発広報を行うとともに、国や市町村等との連携による啓発活動を行った。

- ・人権週間広報  
人権週間（12月4日～10日）に人権啓発ポスターを作成し、県内の市町村や小中学校、公的機関等に配布したり、新聞広告・交通広告といった、マスメディア等を活用した啓発を行った。  
啓発ポスター作成：3,000部、駅貼り広告：11駅83枚、新聞広告：1紙全3段
- ・人権講演会の開催  
日時：1月24日（火） 場所：伏見ライフプラザ鯉城ホール  
テーマ：「国籍や文化のちがいを越え、多様性を認め合う社会へ」
- ・人権ユニバーサルイベント  
日時：10月28日（金） 場所：オンライン開催  
内容：講演会「企業とLGBTQ-具体的な相談事例から組織の対応を考える-」
- ・人権ユニバーサル事業  
ボッチャ競技選手を講師として招き、県内の小学生、中学生を対象としたボッチャ体験教室（講演及びボッチャ体験）を開催した。
- ・スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動  
名古屋グランパスエイト：10/29、啓発ポスター・啓発物品の作成、公式試合会場イベント広場での人権ブースを設置した啓発活動  
シーホース三河：7月26日、バスケットボール教室、選手及び人権擁護委員による人権教室等
- ・市町村の取組に対する支援  
法務省地域人権活動活性化事業の委託：8市町。人権をテーマとした講演会や映画の上映会、学校・保育所での人権教室の開催、街頭啓発や人権の花運動などの人権啓発事業の委託等

※  は、2022年度の主な実績